

- (七) 漁業協同組合（水産業協同組合法第一一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）、及び水産加工業協同組合連合会（同法第九七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）、
- (八) 農林中央金庫
- (九) 株式会社商工組合中央金庫
- (十) 株式会社日本政策投資銀行

- 2 法第三九条の二第五項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとすることとした。（第二條関係）
- (一) 農業協同組合法
- (二) 水産業協同組合法
- (三) 中小企業等協同組合法
- (四) 協同組合による金融事業に関する法律
- (五) 海上運送法
- (六) 信用金庫法
- (七) 長期信用銀行法
- (八) 労働金庫法
- (九) 銀行法
- (十) 農林中央金庫法
- (十一) 株式会社日本政策金融公庫法
- (十二) 株式会社商工組合中央金庫法
- (十三) 株式会社日本政策投資銀行法

- 3 法第三九条の二に規定する導入促進円滑化業務が行われる場合における株式会社日本政策金融公庫法施行令第三〇条第一項並びに第三一条第一項及び第二項の規定の適用については、所要の読替規定を整備することとした。（第三條関係）
- 4 この政令は、令和三年八月二〇日から施行することとした。

- ◇造船法施行令（政令第二三四号）（国土交通省）
- 1 造船法第一七条第一項第一号の政令で定める金融機関は、次のとおりとすることとした。（第一條関係）
- (一) 銀行
- (二) 長期信用銀行
- (三) 信用金庫及び信用金庫連合会

- 4 この政令は、令和三年八月二〇日から施行することとした。

- (四) 信用協同組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九條の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）、
- (五) 労働金庫及び労働金庫連合会
- (六) 農業協同組合（農業協同組合法第一〇条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）、及び農業協同組合連合会（同項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）、
- (七) 漁業協同組合（水産業協同組合法第一一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）、及び水産加工業協同組合連合会（同法第九七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）、
- (八) 農林中央金庫
- (九) 株式会社商工組合中央金庫
- (十) 株式会社日本政策投資銀行

- 2 造船法第一七条第四項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとすることとした。（第二條関係）
- (一) 農業協同組合法
- (二) 水産業協同組合法
- (三) 中小企業等協同組合法
- (四) 協同組合による金融事業に関する法律
- (五) 造船法
- (六) 信用金庫法
- (七) 長期信用銀行法
- (八) 労働金庫法
- (九) 銀行法
- (十) 農林中央金庫法
- (十一) 株式会社日本政策金融公庫法
- (十二) 株式会社商工組合中央金庫法
- (十三) 株式会社日本政策投資銀行法

- 3 造船法第一五条に規定する事業基盤強化促進円滑化業務が行われる場合における株式会社日本政策金融公庫法施行令第三〇条第一項並びに第三一条第一項及び第二項の規定の適用については、所要の読替規定を整備することとした。（第三條関係）
- 4 この政令は、令和三年八月二〇日から施行することとした。

- ◇造船法施行令（政令第二三四号）（国土交通省）
- 1 造船法第一七条第一項第一号の政令で定める金融機関は、次のとおりとすることとした。（第一條関係）
- (一) 銀行
- (二) 長期信用銀行
- (三) 信用金庫及び信用金庫連合会

- 4 この政令は、令和三年八月二〇日から施行することとした。

政 令

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年八月十三日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百三十号

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第三項第一号及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を第六条とし、第二条を第五条とする。

第一条中「ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「法」という。）を「法」に改め、同条を第四条とし、同条の前に次の三条を加える。

（位置情報記録・送信装置の範囲）

第一条 ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項第一号の政令で定める装置は、地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第四項に規定する衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）として記録し、又はこれを送信する機能を有する装置をいう。

（位置情報の取得方法）

第二条 法第二条第三項第一号の政令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を視覚により認識することができる状態にして閲覧する方法

二 位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法（当該電磁的記録を他の記録媒体に複写する方法を含む。）

三 位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法（当該方法により取得された位置情報を他人の求めに応じて提供し、役務を提供する者から当該役務を利用して当該位置情報の提供を受ける方法を含む。）

（位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為）

第三条 法第二条第三項第二号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 その所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること。

二 位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること。

三 その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車、同項第十一号の二に規定する自転車、同項第十一号の三に規定する身体障害者用の車椅子又は道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第一条第一号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。

附則

この政令は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第四十五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

内閣総理大臣 菅 義偉

水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年八月十三日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百三十一号

水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第二十五項の規定に基づき、この政令を制定する。

水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十八年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「平成三十三年八月八日」を「令和八年八月十二日」に改める。

第四条中「あつては当該」を「あつては、当該」に改め、「関稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の二第一項第三号の規定の適用がある場合にあつては同号の稅率」を削る。

附則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

財務大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣 菅 義偉

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年八月十三日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百三十二号

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）附則第一条第二号及び第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和三年八月二十日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は同年十一月二十日とする。

財務大臣 麻生 太郎
国土交通大臣 赤羽 一嘉
内閣総理大臣 菅 義偉

海上運送法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年八月十三日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百三十三号

海上運送法施行令の一部を改正する政令

内閣は、海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三十九条の二十五第一項第一号及び第四項第一号並びに第四十五条の四第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

海上運送法施行令（昭和三十年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

本則第一項中「海上運送法（以下「法」という。）を「法」に改め、本則第二項中「第三十三条」を「法第三十三条」に、「を含む。」を「並びに法第四十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。」に改め、「規定を」の下に「法」を加え、本則を第四条とし、同条に見出しとして「（職權の委任）」を付し、同条の前に次の三条を加える。

（指定金融機関）

第一条 海上運送法（次条第五号を除き、以下「法」という。）第三十九条の二十五第一項第一号の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。

- 一 銀行
- 二 長期信用銀行
- 三 信用金庫及び信用金庫連合会
- 四 信用協同組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）
- 五 労働金庫及び労働金庫連合会
- 六 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）
- 七 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）、及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）
- 八 農林中央金庫
- 九 株式会社商工組合中央金庫
- 十 株式会社日本政策投資銀行